

「自動車の運転者の休憩のための適切な規模の休憩所」に関する取扱基準  
(法第34条第9号(令第36条第1項第3号イ))

(適用の範囲)

第1 この基準は、次の各号のいずれかに該当する休憩所に適用する。

- (1)ドライブインレストラン(主として客に酒類を飲食させる飲食店及び遊興飲食させる飲食店(料亭、待合、大衆酒場、居酒屋、ダイニングバー、ピヤホール、バー、スナックバー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店)を除く。)
- (2)5㎡以上の休憩コーナーを設置したコンビニエンスストア

(本取扱基準の道路)

第2 本基準の適用に係る道路は、主として自動車交通の用に供せられる道路であり、国道及び府道(高速自動車道及び自動車専用道路を含む。以下「国道等」という。)並びに次の各号いずれにも該当する市道とする。

- (1)国道等と国道等又は市街化区域と市街化区域を結ぶ市道
- (2)幅員が16m以上である市道

(予定建築物の敷地)

第3 申請に係る建築物(以下「予定建築物」という。)の敷地は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1)敷地面積は、500㎡以上3,000㎡未満とすること。
- (2)敷地外周の長さの1/10以上が第2の道路に接すること。

(コンビニエンスストアの規模)

第4 予定建築物がコンビニエンスストアの場合は、次の各号にいずれにも該当しなければならない。

- (1)売場面積(商品を販売するために実際に使用している部分(商品陳列スペース、レジコーナー等)に供する面積の合計とし、休憩コーナーの面積を含まない。)は250㎡未満とすること
- (2)倉庫等の面積(倉庫、事務室、トイレ、階段及びエレベーター等に供する面積の合計とし、休憩コーナーの面積を含まない。)は、売場面積の4/10以下とすること

(駐車場)

第5 駐車場は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1)駐車台数は、予定建築物の用途により、次に掲げる数値の台数を確保すること。
  - ア ドライブインレストラン 10又は客席数を2で除して得られる数値(小数点以下切り上げ)の大きい方の数値以上、かつ、50以下
  - イ コンビニエンスストア 10(休憩コーナーが10㎡以下である場合は10台以上とする。また、休憩コーナーが10㎡を超える場合は、休憩コーナーの面積から10㎡を減し、小数点以下を切り上げし、整数とした数値に10を加えた数値とする。)
- (2)駐車場は自走式駐車場とし、駐車ますの大きさは長さ5.0m以上、幅2.3m以上とすること。
- (3)道路から直接駐車できない形態とすること。

(緑化)

第6 申請に係る土地のうち、第2の道路に接する部分に幅1m以上の植樹帯を設置し、緑化すること。

(附則)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。